



健 第 1120 号  
平成 25 年 12 月 11 日

各都道府県

国民健康保険・後期高齢者医療制度主管部（局）長 様

岩手県保健福祉部長  
(公印省略)

平成 26 年 1 月以降の東日本大震災により被災した国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者等に対する一部負担金免除措置の延長について（依頼）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、避難指示等対象地域以外の東日本大震災により被災した方を対象とした一部負担金の免除措置については、本県の各市町村国民健康保険者及び後期高齢者医療広域連合において、平成 25 年 12 月末まで実施しているところですが、この免除措置を平成 26 年 12 月末まで延長することとしております。

つきましては、御了知いただくとともに、貴管下市区町村及び関係機関等へ周知していただきますようお願いいたします。

また、有効期限が平成 26 年 1 月以降の「一部負担金免除証明書」については、現在、各保険者において、交付手続を進めておりますので、被保険者等から問い合わせがあった場合は、各保険者あて連絡するよう御指導方よろしく申し上げます。

担当：健康国保課国保担当  
TEL：019-629-5477・5479  
FAX：019-629-5474  
E-mail：[AD0003@pref.iwate.jp](mailto:AD0003@pref.iwate.jp)